

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

制 度 名	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>平成 30 年度改正において、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できることとする調整措置が講じられたところ。</p> <p>当該調整措置の施行（平成 32 年 1 月）が円滑に行われるよう、所要の措置を講じること。</p> <p>また、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="874 851 1490 1093"> <tr> <td data-bbox="874 851 1197 927">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 851 1490 927">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 927 1197 1003">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1197 927 1490 1003">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1003 1197 1093">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1197 1003 1490 1093">(▲5,000 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(▲5,000 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(▲5,000 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 内外二重課税状態を排除し、市場の機能強化、インフラの整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30 年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。</p> <p>当該調整措置の施行（平成 32 年 1 月）が円滑に行われるよう、所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>また、投資法人が保有する外国子会社が二重課税となる可能性があることから、調整措置を講じる必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、内外二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	内外二重課税の調整（外国税額控除）方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度要望 平成 29 年度要望 平成 30 年度要望 (新設)</p>	